

役員等の報酬基準

(1) 常勤役員報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 150,000円
専務理事	月額 80,000円
理事	無報酬

※但し、法人の職員等を兼務する者については、職員等の給与規程等に基づき職員給与を支給する。

(2) 常勤役員賞与

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
専務理事	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
理事	無報酬

※但し、法人の職員等を兼務する者については、職員等の給与規程等に基づき期末手当を支給する。

(3) 常勤役員寒冷地手当

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
専務理事	報酬月額 × 給与規程に定める支給率
理事	無報酬

※但し、法人の職員等を兼務する者については、職員等の給与規程等に基づき寒冷地手当を支給する。

※常勤役員（理事）の退職手当については、「常勤役員の退職手当に関する規程」に基づき支給する。

(4) 評議員

	日 額
評議員会への出席	15,463円

(5) 監事

	日 額
評議員会、理事会への出席	15,463円
法人監査への出席	20,618円

※但し、評議員、監事の退職手当は無支給とする。

(6) 評議員選任・解任委員

	日 額
評議員選任・解任委員会への出席	15,463円

※但し、法人の職員等は無報酬とする。

(7) 第三者委員

	日 額
委員会への出席	8,000円

常勤役員の退職手当に関する規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人青森県コロニー協会（以下、「法人」という。）の役員であって、かつ法人が経営する施設等に常勤した者（以下、「常勤役員」という。）に対する退職手当について定めるものである。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、役員としての任期内において常勤役員として在職した期間（以下、「在職期間」という。）1年につき50万円とする。ただし、1年に満たない在職期間については、在職月数を12月で除して得た額とする。

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、常勤役員を退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤役員として一任期（2年）を経過した場合には、その者の請求によって既に経過した在職期間に相当する額の退職手当を支給することができる。
- 3 前項の規定によって支給した退職手当について、後日退職手当の額が増額され、かつ、遡及適用された場合であってもその差額は追加支給しない。

(在職期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は、第2条の規定による在職期間とする。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとする。

(施行事項)

第5条 この規定の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規定は平成5年5月27日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。
- 2 この規定の一部を改訂する。
平成6年5月30日（全文改訂）